平成３０年（フ）第１２３８号
大阪府八尾市山本町南８丁目４番７―105号
債務者　三谷　秀樹
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　孝行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２３号
静岡県沼津市戸田1297番地の16
債務者　五十嵐友佳
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第３５号
静岡県駿東郡清水町伏見234―１―201池田優方、住民票上の住所静岡県伊東市宇佐美1536番地の６
債務者　池田　恵子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第２３号
松江市北堀町59番地12　ＫＥＩＳＨＩＮ　１号
債務者　山下　ディワタ　ソリス
1　決定年月日時　平成30年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６１号
静岡県御殿場市山之尻62番地の23　コンフォート南Ａ102
債務者　武藤　規子
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第９０号
静岡県沼津市岡宮1025番地の４　鈴木マンションＣ―101
債務者　天野　利香
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第６７号
静岡県沼津市今沢263番地の２
債務者　荒井　　浩
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第７７号
静岡県沼津市大岡3288番地の１　南小林団地１棟304号
債務者　石田　惠美
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第２５６号
愛知県半田市岩滑東町３丁目154番地の２、従前の住所愛知県知立市桜木町桜木112番地２キングスコート桜木304号
債務者　サークルＫサンクス安城赤松店こと　栗脇　賢一
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２５７号
愛知県半田市岩滑東町３丁目154番地の２、従前の住所愛知県知立市桜木町桜木112番地２キングスコート桜木304号
債務者　栗脇八代美
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１８９号
さいたま市南区文蔵３丁目25番５―203号
債務者　長岡絵里子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２４０号
さいたま市見沼区大字小深作355番地１　県営大宮小深作はるさと団地１―405
債務者　荻野龍太郎
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２４２号
埼玉県久喜市久喜東６丁目２番33号
債務者　山本　志保
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２５２号
さいたま市見沼区東大宮２丁目19番地３　シャレイ東大宮Ａ棟203号
債務者　佐瀬　重晴
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２６７号
埼玉県和光市白子３丁目６番１―110号　サンハイツ成増
債務者　浅見　伸一
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２９２号
埼玉県久喜市吉羽１丁目16番地16　プラザドゥテレサ202号室、旧住所埼玉県久喜市上町６番19号　エバグリーンＢ208
債務者　齋藤　和子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係